

2019年12月定例県議会 代表質問

2019年12月16日

日本共産党 神山悦子県議

日本共産党の神山悦子です。県議団を代表し、代表質問を行います。

2011年3月11日の原発事故から8年9ヶ月が経過しましたが、本県は未だに4万人を超える原発避難者がふる里に戻れず、復興の途上にあります。加えて、10月半ばに本県を襲来した台風第19号及び豪雨災害から2ヶ月が経過しました。32人もの死者を出す甚大な被害をもたらしましたが、亡くなられたみなさまと被災されたみなさまに対し、日本共産党県議団を代表し心からのお悔やみとお見舞いを申し上げます。

日本共産党は、「国民の苦難軽減」という立党の精神で被災者救援に全力をあげるとともに、11月の県議選で公約に掲げた、今回の災害を教訓に「いのちを守る県政」、「災害に強い県土づくり」、「子育て、若者、高齢者支援」、「暮らしを応援する県政」をめざし全力を尽くす決意です。

臨時国会が今年9日に閉会しましたが、安倍政権は、日米FTA交渉を前提に日本の農畜産業の危機をさらに招く「日米貿易協定」と、教員の多忙化に拍車をかける公立学校への「1年単位の変形労働制」を導入する法案を、衆参わずかな審議で強行採決しました。一方、野党が結束して疑惑を追及した安倍首相主催の「桜を見る会」で明らかになったように、安倍政権の国政と税金の私物化は底なしです。世界の流れに逆らい、唯一の戦争被爆国日本が核兵器禁止条約に署名せず、マドリードで開催されましたCOP25で日本は開会中2回も不名誉な化石賞を受けました。

さらに、今年10月からの消費税10%増税による影響は深刻で、どの経済指標をみても悪化しています。

憲法と平和、暮らし、民主主義、そして地方をも壊す安倍政権の暴走政治から、県政が県民のいのちと暮らしを守る防波堤となるよう求めまして、以下質問に入ります。

一、台風第19号等による災害対応について

10月12日、大型で非常に強い台風19号豪雨災害が本県を襲い、国管理の阿武隈川と県管理の河川が決壊・越水し、沿川住民に甚大な浸水被害をもたらしました。山間部においては、山林や法面崩壊、土砂崩れによる家屋への被害も多数発生しています。

日本共産党は、台風19号の襲来直後から県議や市町村議を先頭に、避難所で聞き取りを行い、13日には日本共産党福島県委員会に救援対策本部を立ち上げ、被災者や被災地を調査しました。10月15日には県へ緊急申し入れを行い、温かい汁ものや寝具の提供など避難所の生活改善、被災者に制度の周知、農業・商業被害の実態把握、被災自治体へ県職員派遣などを求めました。

その後も、炊き出しや救援物資の届けなどの救援活動を続けていますが、3・11の東

日本大震災の経験が、現場では生かされていないと感じました。広域自治体としての県の初動対応をみても、対応は遅かったのではないのでしょうか。県は、初動対応を検証することなのですが、以下の点についてうかがいます。

まず、避難所の対応についてです。

12月13日現在、5市20ヶ所の避難所で400人を超える方が今も避難生活を送っています。当初は、災害救助法に明記されているような、避難者への敷物と毛布が支給されても布団はなく、食事は非常食のご飯だけで、温かい汁ものも提供されていませんでした。段ボールベッドやプライバシーの確保も同様です。そもそも海外では、避難者を雑魚寝させておくこと自体がないそうです。

医師や専門家などで行く避難所・避難生活学会は、避難所での関連死や二次災害ゼロをめざし、TKB、つまり洋式トイレなど「快適で十分な数のトイレ」、「温かい食事」、「簡易ベッド」の提供を提言しています。

災害救助法に基づく各種支援が避難者に速やかに行き届いたのか検証すべきと思いますが、県の考えをうかがいます。

また、発災後まもなく障がい者から、借り上げアパートなどの問い合わせがありました。高齢者等の避難行動要支援者や外国人に災害の状況や各種支援の情報を確実に伝達する体制を整備すべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

さらに、福祉避難所の開設時における周知及び運営方法を改善すべきと思いますが、県の考えをうかがいます。

次は、二次避難所の提供についてです。

今回の災害の特徴は、被災した自宅2階で生活をしている被災者が多いことです。郡山市内の中央工業団地と隣接している水門町や十貫河原、逢瀬川周辺の若葉町などの浸水被害の住宅街では、夜は以前よりは明かりが増えたものの1階は真っ暗で、2階の部屋にぽつぽつと灯りがついているのをみると胸がつまります。

県は今回、ホテルや旅館は2泊3日とし、民間アパートなどの「借り上げ住宅」や公営住宅なども提供しましたが、せっかく入居できても公営住宅は浴槽を自前で用意することになっているため、退去せざるをえなかった避難者もいました。

被災した住宅で生活を続けている被災者に、避難所と同等の支援を行うべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

被災者に対して、東日本大震災時と同様に家電製品を提供すべきと思いますが、県の考えをうかがいます。

さらに、こうした災害救助を受ける前提の「り災証明書の発行」そのものが、特に郡山市やいわき市では大変遅れました。市町村が円滑にり災証明書を発行できるよう支援すべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

次に、被災者生活再建支援制度についてです。

私たち共産党県議団は、これまでも県が独自の上乗せ給付を行うよう何度も求めてきました。知事は、今回の台風被災後の11月5日の定例会見では、言及がありませんでしたが、ようやく12月補正予算で、国の被災者生活再建支援法の対象とならない「半壊及び床上浸水1m未満の被災世帯」を対象に1世帯10万円の支援金を給付するとし、18億5,700万円を計上しました。しかし、泥水の浸水被害を受けて一切の家財や家電を失っているのに、1世帯10万円では家電の1点か2点分にしかありません。しかも、床下浸水などの一部損壊世帯は対象外であり、10万円では不十分です。同じく台風第19号の被害を受けた岩手県は、すでに県独自の制度があり「半壊」20万円と「床上浸水」5万円、長野県は「半壊」50万円、茨城県は「半壊」25万円を支給するとしています。

そもそも、被災者生活再建支援制度は、阪神淡路大震災を受けてスタートしたのですが、被害家屋の判定が地震を想定しているため、浸水被害の実態に見合っていないといえます。国の支援金の上限300万円もまったく不十分です。

被災者生活再建支援金の支給限度額を500万円に引き上げ、半壊以下の世帯も対象とするよう国に求めるとともに、県独自の特別給付金を増額するなど、被災者への経済的支援を強化すべきですが、知事の考えをうかがいます。

ところで、安倍政権が10%への消費税率引き上げを強行して2ヶ月が経ちました。日本共産党は、将来は消費税を廃止し、5%への緊急減税の実施を国に求めています。影響はかつてなく大きく、廃業や倒産が増えています。台風被災者にとっては大きな負担です。住宅の1階部分が水没した本宮市の被災者は、自宅改修費が約1,000万円かかるそうですが、せっかく被災者生活再建支援制度の加算支援金100万円を支給されても、消費税分にそっくり消えてしまいます。

被災県として、消費税率5%への減税を国に求めるべきですが、県の考えを尋ねます。

台風によって、放射性物質の飛散や拡散が懸念されます。ところが今回の台風で、リアルタイム線量測定システム30台、可搬型のモニタリングポスト3台の計33基（全体で3,561基のうち）が水没し、空間線量の測定が不能になっています。

リアルタイム線量測定システムについては、台風で損傷した機器を修理するとともに、来年度以降も継続して設置するよう国に求めるべきですが、県の考えを尋ねます。

また、収穫前の田んぼに土砂流入もありました。抽出検査とせず、米の全量全袋検査をこれまでどおり継続すべきと思いますが、県の考えをうかがいます。

農家や商工業者も大きな台風被害を受けました。

県内の農林水産業の被害額は、約636億円となっています（12/13現在）。来年以降も農業を続けられるよう、被災した農業用軽トラックの再取得費用を支援対象にすべき

と思いますが、県の考えをうかがいます。

商工業では、商工会や工業団地内の事業所が浸水被害を受けました。郡山市は谷田川が決壊し市中央工業団地の 441 社が浸水により約 440 億円もの被害額となり県内最大です。そのため雇用の維持も急がれます。

被災事業者が中小企業等グループ補助事業に迅速に申請できるよう、商工会等への職員派遣も含め、支援すべきと思いますが、県の考えをうかがいます。

あわせて、被災した事業者や労働者に対して雇用に係る支援制度の周知を図るべきと思いますが、県の考えをうかがいます。

二、災害に強い県土づくりについて

阿武隈川は、33 年前の 8・5 水害と 1998 年 8 月の水害を受け、国は「平成の大改修」で築堤も進んだはずでしたが、郡山市の日大工学部付近には堤防がない無堤地区があり、本宮市は築堤工事の真っ最中でした。国管理の阿武隈川では越水 12 ヶ所、決壊 1 ヶ所、阿武隈川に合流する県管理の河川では決壊・越水が 33 ヶ所あったとされています。浸水被害を受けた住民からは「人災だ」との怒りの声があがっています。県管理のいわき市の夏井川流域は、7 ヶ所も決壊し甚大な被害をもたらしました。

これまでも、共産党県議団は、県の河川事業費予算が道路予算に比べてケタ違いに少ないことを指摘し、河川予算を増やすよう求めてきました。西日本豪雨災害を受け、ようやく国も昨年度から国土強靱化対策を打ち出したものの、今回の台風災害には間に合いませんでした。気候変動による災害は、今後も続くと言われています。

県民のいのちを守るため、河川の整備に関する予算を大幅に増やすべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

また、今回の浸水被害を検証し、築堤の整備や本川・支川の両方に多くの遊水地を設置するなどの対策を行い減災に向けた検討を開始すべきです。台風第 19 号等による河川の被災箇所について、被災原因を精査すべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

さらに、ダム放流のあり方も問われています。ダムが洪水対策に有効どころか放流時期を誤ると大災害をもたらします。人命や住家への被害対策を優先するよう、企業にも理解を求めるべきです。工業用水を供給している企業局と連携し、県管理治水ダムにおいて、人命尊重の立場から事前放流ができるよう利水者と協議すべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

これまでも、消防設備に対する消防職員数が県内で 1,000 人不足していると指摘し、増員するよう求めてきたところですが、私自身、今回の台風災害で 2 つの事例を経験しました。谷田川が決壊した地域で、自宅 2 階に取り残された方の救出を依頼され、消防本部へ連絡しました。また、避難所で聞き取りをした中で、アパートの 1 階が浸水しテーブルの上に立ち首まで浸かりながら 2 日間水の中にいた方も、ケータイで救助を求め

たそうですが、いずれも出動中ですぐには対応が困難でした。幸いどちらも水が引いて命は助かりました。安否確認は最後まで行ったと聞きしましたが、今回の災害時の事例を教訓に、県が市町村を支援しながら県民のいのちを守り、消防体制の強化に本気で取り組むべきです。

消防職員の増員や消防施設の整備率向上により、消防体制を強化すべきと思いますが、県の考えをうかがいます。

県職員についても同じことがいえます。

県職員が不足し原発事故以降、他県から応援職員が派遣されていますが、県職員の休職や退職者が増えています。台風災害からの復旧や震災からの復興に対応するため、県職員を増員すべきですが、県の考えをうかがいます。

三、地球温暖化対策について

今や誰もが指摘しているように、今回の甚大な台風災害をもたらした原因は「気候変動」です。2015年に採択された「パリ協定」の目標を達成できない深刻な現状にあります。今年9月「国連気候行動サミット」で16歳のスウェーデンの環境活動家グレタ・トゥンベリさんが、世界に行動をよびかけ、大きな反響を呼んでいます。日本の若者たちも行動を始めています。ところが安倍政権は、石炭火力発電を推進し海外への輸出まで目論んでいます。

本県はイノベ構想の中に、広野と勿来にIGCC・石炭ガス化複合発電所を2基計画し、建設も始まっているようですが、気候変動による災害が発生していることを踏まえ、石炭ガス化複合発電所の建設中止を求めるべきですが、県の考えを尋ねます。

また、災害時に役立つのが住宅の太陽光発電と蓄電機能です。

住宅用蓄電設備について、補助金を増額して導入を推進すべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

四、復興のあり方と福島イノベーション・コースト構想の見直しについて

福島イノベーション・コースト構想の県民の認知度は、2019年度県政世論調査の結果にあるように、「知らない」が83.3%でした。浜通りの復興の在り方が改めて問われています。

イノベ構想は、廃炉やロボットなどの先端産業、エネルギーは、水素や風力・太陽光などのメガ発電、IGCC石炭火発ですが、大手企業を呼び込んでの大型開発が中心です。

しかし、県民や地元住民が望む復興に必要な取組みは、「環境の回復」、「医療・介護提供体制の整備」「子育て・教育環境の整備」としています。

県政世論調査の結果を真摯に受け止め、福島イノベーション・コースト構想について大きく方針を転換し見直すべきですが、知事の考えをうかがいます。

帰還者の多くが高齢者であることから、浜通りの医療・介護提供体制の整備に全力をあげるべきです。県は、避難地域における医療提供体制の整備にどのように取り組んでいるのか尋ねます。

また、県は、避難地域における介護提供体制を整備するため、介護職員の賃金引き上げも含め、どのように取り組んでいるのか尋ねます。

また、メガ発電による再生可能エネルギーではなく、この地域がモデルとなるよう地域主導型の再生可能エネルギーの導入を推進すべきと思いますが、県の考えをうかがいます。

福島ロボットテストフィールドにおける工事についてです。

県が、イノベ構想の中心にすえているロボットテストフィールド内の施設工事において、すでにタワー工事で作業員の労災死亡事故が発生しています。さらに、屋内水槽試験棟の大水槽の工事中に、ひびや傾きが発生しました。10億円以上もの予算をかけて建設中ですが、工事施行業者、設計会社の設計、どの段階でミスが発生したのか原因を県民に公表すべきです。

福島ロボットテストフィールドの工事における作業員の安全管理について尋ねます。

また、福島ロボットテストフィールド屋内水槽試験棟の大水槽の工事で発生したひび割れと傾きの原因を尋ねます。

また、全体整備費は156億円としていますが、福島ロボットテストフィールドの運営費及びその財源確保の見通しを尋ねます。

原発事故による復興は、避難者など住民の生活再建復旧・復興こそ中心にすえるべきです。国が主導している国際教育研究拠点の整備はやめるべきと思いますが、県の考えを尋ねます。既設のものを活用すれば十分であり、これ以上、屋上屋を重ね新たな税金投入をすべきではありません。

五、安全・確実な原発の廃炉について

東京電力が第二原発の廃炉表明・決定から5ヶ月半になりますが、第一原発の1、2号機の排気筒解体工事における作業ミスやその他のトラブルが多すぎます。

福島第一原発の廃炉作業でトラブルが続いていることに対して、作業の質の確保を図るよう東京電力に求めるべきですが、県の考えをうかがいます。

また、台風19号や豪雨災害、最近では地震が頻繁に発生しています。

福島第一原発の防潮堤の設置を急ぐよう東京電力に求めるべきですが、県の考えをうかがいます。

被災した東北電力女川原発の再稼働の動きが出ています。東京電力は、柏崎刈羽原発

を再稼働や東海第二原発の再稼働に向けて多額のお金を出資するとし、東通り原発は建設中です。東京電力に対し、原発の再稼働や新設を中止し、福島第一及び第二原発の廃炉作業に集中するよう求めるべきですが、県の考えをうかがいます。

また、汚染水を処理水などと言い換え、経産省は海に全量放出しても放射能の影響は小さいと評価しているようですが、とんでもありません。東電は、昨年8月に、トリチウム以外の基準値を超える放射性核種が汚染水タンクの8割以上にあることを公表しています。政府小委員会の委員からも風評被害への影響を懸念する声が上がっています。

多核種除去設備で処理した汚染水について、海洋放出せずタンクでの貯蔵を継続するよう国及び東京電力に求めるべきですが、県の考えをうかがいます。

六、原発避難者と賠償について

安倍政権も県も、来年夏のオリンピック開催前までに、原発避難者に対し、双葉・大熊町を除く帰還困難区域の住宅無償提供を打ち切り、また東電は賠償についてもほとんど応じていません。今年3月末で打ち切られた原発避難者が、避難先で今回の台風で浸水被害を受けた方が多くありました。二重にも三重にも被害を受け続ける中、原発関連死や自殺者も増えています。

来年3月末で応急仮設住宅の供与が終了となる富岡町及び浪江町、並びに葛尾村及び飯舘村の帰還困難区域について、供与を継続すべきですが、県の考えをうかがいます。

特定復興再生拠点区域外の帰還困難区域について、個別の除染を行うよう国に求めるべきですが、県の考えをうかがいます。

東京電力は、原子力損害賠償についても、商工業者の営業損害の追加賠償の和解件数は本年7月末まででわずか14件しか応じず、ADR和解案も拒否しており、時効を援用しないと表明しても信用できません。

原子力損害賠償の消滅時効について、更なる延長を国に求めるべきと思いますが、県の考えをうかがいます。

七、医療、国保、介護、高齢者支援について

安倍政権は、10月からの消費税10%を強行しておきながら、財界と一体に「全世代型社会保障制度の改悪」をいっそうすすめる方針です。消費税は社会保障のためと言うのはウソだったことはこれをみても明らかです。

そして、国が突然示した全国424ヶ所、県内8つの公立等の医療機関の再編統廃合計画は、関係者や市町村、住民からも怒りの声があがっています。公的・公立病院が担っている地域医療を守る役割を国が投げ捨てようとするものです。今回国が示している公的医療機関等の再編統合について、県の考えをうかがいます。

次に、国民健康保険についてです。非正規労働者や年金生活者の加入が大半を占める国保税の負担は重くなる一方です。国保税軽減のための一般会計からの繰入れは市町村独自の判断を尊重し、ペナルティーを科さないよう国に求めるべきと思いますが、県の考えをうかがいます。

せめて国保税の負担を軽減するため、子どもに係る国保税の均等割を県として全額免除すべきと思いますが、県の考えをうかがいます。

介護保険制度も、大きく改悪されようとしています。低所得者への補足給付対象を預金 1000 万円から 500 万円以下に引き下げ、利用料は原則 1 割を 2 割に増やし、ケアプランを有料化するなど、改悪につながる介護保険制度の見直しの中止を国に求めるべきですが、県の考えを尋ねます。

高齢ドライバーの事故が続いており、安全対策は喫緊の課題です。南相馬市は、来年 1 月から県内で初めて車の安全運転装置の購入費用の 9 割（上限 4 万円）を助成するとしています。高齢運転者による交通事故を防止するため、アクセルとブレーキの踏み間違いを防ぐ装置の取付費用を支援すべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

また、高齢者の移動手段を確保するため、乗合バス等の無料化やタクシーを活用した実証事業の補助拡充に取り組むべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

八、教育・子育て支援について

「子育て日本一の県」をめざす本県は、人口減少対策や子育て支援、子どもの貧困対策の一環として、また義務教育は無償という立場から、市町村の施策として来年度実施も含め 34 市町村へと補助が広がっています。市町村立小中学校の給食費の無償化を県の制度として実施すべきですが、県教育委員会の考えを伺います。

県立高等学校を統廃合する県の方針については、県内各地から存続、見直しを求める要望があいついでいます。1 学年 3 学級以下は統廃合するという機械的なやり方、地域の産業に必要なとの声をも無視するやり方そのものが教育的ではありません。また、学校と生徒をランクづけする「特色化」もやめるべきです。

県立高等学校の統廃合は学校関係者や地域の意見を十分聴き、方針を見直し、中止すべきですが、県教育委員会の考えを尋ねます。

本県でも教員多忙化解消対策を進めていますが、今でも 1 日平均 11 時間 17 分の恒常的な長時間勤務となっている教員の働き方の実態からみれば、教員に適用できる制度ではありません。教員の 1 年単位の変形労働時間制については、条例化すべきではないと思いますが、県教育委員会の考えを尋ねます。

消費税 10%への増税とともに導入された幼児教育・保育の無償化ですが、給食費は対象外とされたため、県内の自治体では副食費や主食に対し、42 市町村が全額補助や一部補助を実施しています。

子育て支援の立場から、保育所等における食材料費の無償化を県の制度として実施すべきと思いますが、県の考えをうかがいます。

以上で県議団を代表しての質問を終わります。

【答弁】

内堀雅雄知事答弁

神山議員の御質問にお答えいたします。

被災者への経済的支援についてであります。被災者生活再建支援制度は、平成 11 年の創設以来、段階的に支援金の増額や支給対象世帯の拡大など制度の拡充が図られてまいりました。一方、今回の台風第 19 号等では、現行制度の支給対象となっていない半壊や床上浸水の被害を受けた住宅が県内の広い範囲で多数に上ったことから、被災者の速やかな生活再建の一助となるよう、市町村と連携し、県独自の特別給付金による支援を実施することといたしました。

被災者生活再建支援法については、これまでも、半壊世帯への支給対象の拡大などについて求めているところであり、引き続き、全国知事会と連携し国に強く要望してまいります。

次に、福島イノベーション・コースト構想につきましては、浜通り地域を中心とした地域全体を新たなチャレンジの実証フィールドとして活用していくことにより、次々とイノベーションが生まれ、持続可能な発展を遂げる産業基盤の再構築を目指しております。このため、本構想の分かりやすい情報発信に努め、大学、研究機関、企業等との連携を強化しながら、空の移動革命に向けた試験飛行の拠点に位置付けられている福島ロボットテストフィールドの活用による産業の集積や、再生可能エネルギー由来の福島水素エネルギー研究フィールドを起点とした未来の水素社会の実現、さらには、野菜収穫ロボットやロボットトラクターの開発による農業の担い手不足の緩和など、浜通り地域のみならず、本県全体への波及を通じ、産業発展と復興の軸となる本構想の具体化を着実に進めてまいります。

一、台風第十九号等による災害対応について

総務部長

消費税率につきましては、国において、社会保障の充実や財政健全化、地域経済の状況等を踏まえ、判断されたものと考えております。

危機管理部長

災害救助法に基づく避難者への支援につきましては、日頃から法令や運用の改正等について市町村と共有するとともに、事前対策も含めた避難所運営マニュアル作成の手引きを作成し、災害時における迅速かつ適切な支援の実施をお願いしております。今後、市町村による避難所の設置・運営や、県を通じた物資の供給状況等について検証し、避難所運営の改善に向けて、市町村と共に取り組んでまいります。

次に、高齢者等の避難行動要支援者への情報伝達につきましては、災害対策基本法で市町村に義務付けられている避難行動要支援者名簿の作成や、避難支援者とのマッチングなど具体的な避難方法を定める個別計画の策定について、市町村を訪問して対応をお願いするとともに、取組に係る課題について助言してまいりました。また、外国人向けの情報提供については、気象警報発令時に英文によるツイッターを発信して、気象情報や身近な相談先などを英文でお知らせするホームページを案内しているほか、福島県国際交流協会に外国人のための相談窓口を設置しております。

次に、被災した住宅で生活を続けている被災者への支援につきましては、食料や生活必需品の配布、情報提供などが可能とされております。内閣府からは、令和元年10月23日付けで、在宅避難者へ物資や情報等を提供するよう改めて通知があり、市町村への周知を行ったところであります。

次に、被災者への家電製品の提供につきましては、東日本大震災時の家電6点セットは、当時、日本赤十字社が、海外赤十字社や赤新月社を通して寄附された海外義援金を財源に実施されたものであり、今回は、同様の事業の実施は難しいと聞いております。

次に、り災証明書につきましては、被災者の生活再建の基礎となることから、市町村において速やかに交付されるよう10月17日に新潟県の応援を得て、市町村担当者への説明会を開催いたしました。また、発行業務を応援するため、本日までに県職員を7市町へ延べ1,644人派遣するとともに、国の被災市区町村応援職員確保システムにより他県自治体からの応援職員が八市町へ派遣されたところであります。

次に、リアルタイム線量測定システムにつきましては、国では、今回の台風により損傷した機器について、市町村の意向を踏まえ復旧することとしております。また、来年度以降の設置継続については、引き続き、国に対して、市町村や地域住民の意向を踏まえ、理解を得ながら丁寧に進めるよう求めてまいります。

保健福祉部長

福祉避難所につきましては、ガイドラインにより、災害発生時における要配慮者等へ

の速やかな開設場所の周知や適切な運営を市町村に求めているところであり、今後、今回の災害での対応状況や課題等を改めて検討し、その結果を市町村の適切な福祉避難所運営に役立ててまいります。

商工労働部長

中小企業等グループ補助事業の申請支援につきましては、県が主催する方部ごとの事業者向け説明会や個別相談の実施はもとより、市町村や商工会等が開催する個別相談会等においても、職員が出向き、事業者に対し申請書作成などの支援を行っているところでもあります。

次に、被災した事業者や労働者への雇用に係る支援制度につきましては、県内 8 か所の就職相談窓口や県のホームページ、市町村が発行する被災者支援制度ガイドブックなどにより、雇用調整助成金や雇用保険の特例措置等の周知を行っているところでもあります。今後とも、国や市町村、関係機関等と連携し、各種支援制度について情報共有を図りながら一層の周知に努めてまいります。

土木部長

河川の整備に関する予算につきましては、近年、水害が多発していることから、前年度より増額したところであり、引き続き、必要な予算の確保に努めてまいる考えであります。

農林水産部長

米の全量全袋検査につきましては、平成 30 年 3 月に、通算 5 年間基準値超過がない時点を目途に抽出によるモニタリング検査に移行するとの方向性を示したところでもあります。今後もこの方向性の下、関係機関・団体等と連携して、カリ質肥料の追加的施用による放射性セシウムの吸収抑制や異物の混入による汚染防止などの対策を徹底し、県産米の安全を確保してまいります。

次に、農業用軽トラックにつきましては、汎用性が高く、農業関係の補助事業では支援対象とされておりませんが、中小企業等グループ補助事業においては、農業専用であるなど、一定の要件の下に支援対象となることから、農業者等への周知に努めてまいります。

二、災害に強い県土づくりについて

総務部長

職員の増員につきましては、震災以降、正規職員や任期付職員の採用を始め、即戦力となる他県等応援職員の受入れ、さらには、再任用職員の活用など、多様な方策により、必要な人員の確保に努めてきたところでもあります。今後とも、復旧・復興の進捗状況や

中長期的な行政需要等を踏まえながら、適正な人員配置に努めてまいります。

危機管理部長

消防体制の強化につきましては、県内消防本部において、国が示している消防力の整備指針を参考に地域の実情に即して必要な消防力を決定し、計画的に職員の増員や施設の整備を進めているところであります。県といたしましては、適切な消防体制の整備が図られるよう引き続き、助言、指導等を行ってまいります。

土木部長

台風第 19 号等による河川の被災箇所における被災原因につきましては、復旧の工法を検討するに当たり、精査をすることとしております。

次に、県管理治水ダムの事前放流についての利害者との協議につきましては、今回の台風第 19 号による豪雨が、ダムの洪水調節能力を超える規模であり、洪水対策としての事前放流の必要性が高まってきたことから、実施可能なダムにおいて、検討を行っていく考えであります。

三、地球温暖化対策について

企画調整部長

石炭ガス化複合発電につきましては、従来の石炭火力に比べ発電効率が高く、温室効果ガスの排出が削減されるなど、本県において開発が進められた将来の発展が期待される技術であり、引き続き、環境に配慮した計画が進められていくものと認識しております。

次に、住宅用蓄電設備につきましては、再生可能エネルギーの有効活用や非常時の電源確保等から重要であります。そのため、先月から住宅用太陽光発電の蓄電設備の導入支援を開始したところであり、引き続き、補助制度の効果的な周知により、蓄電設備の普及拡大を進めてまいります。

四、復興の在り方と福島イノベーション・コースト構想の見直しについて

企画調整部長

地域主導型の再生可能エネルギーの導入につきましては、地域が主役となった事業を推し進め、地域の活性化につなげることが重要であります。そのため、アクションプランに基づき、地域の企業等による導入促進や、事業収益の一部を地域貢献に充当する仕組み等により、地域主導型の再生可能エネルギーの更なる推進に取り組んでまいります。

次に、国が主導している国際教育研究拠点につきましては、先月末に公表された有識者会議の中間取りまとめにおいて、浜通り地域の復興・再生、分野横断的な研究と人材育成による産学官連携と新産業創出等を目的としており、福島イノベーション・コースト構想の具体化につながっていくものと認識しております。

保健福祉部長

避難地域の医療につきましては、医療機関の再開支援や、救急医療を担うふたば医療センター附属病院の運営、近隣地域での透析などの専門医療の充実等を行ってきたところであり、引き続き、住民が安心して暮らすことができる医療提供体制の整備に取り組んでまいります。

次に、避難地域の介護提供体制につきましては、就職準備金の貸与や他県からの職員の応援による人的支援を行うとともに、運営費の補助により、介護施設等を支援しているところであります。また、介護職員の賃金引上げについても、新たな賃金手当制度を設けるよう国に求めているところであり、引き続き、介護提供体制の整備に取り組んでまいります。

商工労働部長

福島ロボットテストフィールドの工事における作業員の安全管理につきましては、各受注者が施工計画書に基づき安全管理を行っておりますが、さらに、県と受注全事業者による合同安全パトロールなどを定期的を実施し、安全意識の向上を図っており、引き続き工事の安全確保に努めてまいります。

次に、福島ロボットテストフィールド大水槽工事で発生したひび割れと傾きにつきましては、工事受注者が補修を行っており、その原因等について、有識者の意見を聴取しているところであります。

次に、福島ロボットテストフィールドの運営費の見通しにつきましては、今年度から令和5年度までの5年間で約21億円を見込んでおります。また、その財源としては、平成28年1月に県と国との間で締結した施設の整備・運営等に関する協定に基づき、全額、国からの補助金を見込んでおり、必要な財源の確保について、引き続き、国に要望してまいります。

五、安全・確実な原発の廃炉について

危機管理部長

福島第一原発の廃炉作業につきましては、これまで3号機の使用済燃料の取り出しや1、2号機の排気筒解体工事等において、作業管理の不十分さを原因とするいくつかのトラブルが報告されております。このため、廃炉安全監視協議会において、東京電力に対し、徹底した原因分析のほか、改善に向けた多角的な対策の検討と実効ある対応を図り、廃炉作業全体の質を高めるよう繰り返し求めているところであります。

次に、福島第一原発の防潮堤につきましては、切迫性の高いとされる千島海溝地震による津波への対策として、来年度上期までに設置される予定となっております。県といたしましては、引き続き、東京電力に対し、着実に実施するよう求めてまいります。

次に、多核種除去設備等処理水の取扱いにつきましては、現在、国の小委員会におい

て社会的影響も踏まえた検討が進められており、公聴会で出された意見を踏まえ、様々な方策について議論が行われているところでもあります。県といたしましては、引き続き、国及び東京電力に対し、環境や風評への影響などを十分議論の上、国民や県民に丁寧に説明しながら慎重に検討を進めるよう求めてまいります。

企画調整部長

東京電力の原発の再稼働等につきましては、エネルギー政策は、福島第一原発事故の現状と教訓を踏まえ、何よりも住民の安全・安心の確保を最優先に、国の責任において検討されるべきものであり、引き続き、県内原発の安全かつ着実な廃炉を国及び東京電力に対し求めてまいります。

六、原発避難者と賠償について

原子力損害対策担当理事

原子力損害賠償の消滅時効につきましては、先月実施した原子力損害対策協議会の要望・要求活動において、東京電力に対し、時効を援用しない旨の具体的な表明などを求めるとともに、国に対しても、指導の強化や法制度の更なる見直しを含め、必要な対応を講ずるよう要請してまいりました。その結果、東京電力の社長から、時効完成後も損害がある限り賠償を継続する旨、さらには、時効に関する考え方の明文化を検討する旨の回答があったところであり、引き続き、被害者が請求の機会を失うことのないよう取り組んでまいりたいと考えております。

避難地域復興局長

来年3月末での応急仮設住宅の供与終了につきましては、復興公営住宅の整備状況等から、富岡町など関係町村の意向も踏まえ、昨年8月に示したものであります。現在、戸別訪問等を実施し、供与終了後の意向や課題を伺いながら、新たな住まいの確保に向け支援を行っているところであり、引き続き、関係自治体等と連携しながら、避難者の生活再建につながる取組をしっかりと進めてまいります。

次に、帰還困難区域につきましては、特定復興再生拠点区域において、国や地元自治体、関係機関と連携しながら、除染や解体、インフラ復旧などを進めているところであり、特定復興再生拠点区域外につきましては、政府要望など、様々な機会を捉えて、政府に対し、避難指示解除に向け、除染を含め具体的方針を示すよう求めているところであります。引き続き、帰還困難区域の復興・再生に向け、しっかりと取り組んでまいります。

七、医療、国保、介護、高齢者支援について

生活環境部長

高齢運転者による交通事故の防止につきましては、県では、交通安全運動の最重点事

項に掲げ、啓発に取り組んでいるところであり、今般、国において、高齢者の交通事故防止対策を強化するため、安全運転サポート車やアクセルとブレーキの踏み間違いを防ぐ装置の購入に対して補助を行う方針が示されたところでもあります。今後とも、国の補助制度について情報収集に努めながら、高齢運転者による交通事故の防止に取り組んでまいります。

次に、乗合バス等の無料化等につきましては、バス事業者において、独自に高齢者向けの割引制度を実施しているところであり、県では、乗合バス路線等を維持するための事業者等への補助や、高齢者等の移動手段を確保するため、一般のタクシーを活用した実証事業に取り組む市町村を支援しております。引き続き、地域が抱える課題を丁寧に伺い、市町村や交通事業者等と連携しながら、高齢者の移動手段の確保に努めてまいります。

保健福祉部長

公的医療機関等の再編統合につきましては、地域全体で考えることが重要であることから、地域医療構想調整会議において、医療提供体制の現状や将来像を踏まえ、各病院や市町村など関係機関と議論を進めてまいります。

次に、国保税軽減のための一般会計からの繰入れにつきましては、その解消に向け、保険者努力支援制度において、加算・減算双方向での評価指標が来年度から導入される予定であり、県といたしましても決算補填等を目的とした法定外繰入は、国保財政を健全化する観点から、計画的、段階的に解消していく必要があると考えております。

次に、子どもに係る国保税の均等割につきましては、医療保険制度間の公平と子育て支援の観点から軽減措置の導入について、国の責任と負担による見直しを行うよう全国知事会を通して要望しており、今後とも全国知事会と連携して対応してまいります。

次に、介護保険制度の見直しにつきましては、現在、国の社会保障審議会介護保険部会において議論されているところであり、国の動向を注視しながら、対応を検討してまいります。

八、教育・子育て支援について

こども未来局長

保育所等における食材料費につきましては、在宅で子育てをする家庭においても要する費用であることなどから、保育の無償化後も、引き続き保護者が負担することとされたものです。保育の実施主体は市町村であることから、保育サービスと負担の在り方については、市町村が判断すべきものと考えております。

教育長

市町村立小中学校における給食費につきましては、学校給食法により保護者が負担することとされており、その在り方は、学校の設置者である市町村が判断すべきものであ

ることから、県教育委員会による支援については困難であると考えております。

次に、県立高等学校の統合につきましては、生徒が互いに「切磋琢磨」し、社会性を育むことができる一定の集団規模を確保することにより、魅力ある教育環境を整えるために進めているところであります。今後も、統合校の教育内容等について改革懇談会等で丁寧に説明し、ご理解を得られるよう進めてまいりたいと考えております。

次に、教員の変形労働時間制につきましては、学校における働き方改革を推進するために、今般、法改正により制度化されたものと認識しております。県教育委員会といたしましては、まずは多忙化解消アクションプランにより時間外勤務時間の削減に取り組むとともに、条例化については、制度の内容を精査し、国や他の都道府県の動向を注視してまいりたいと考えております。

【再質問】

神山村議

再質問させていただきます。

最初に知事にお伺いいたします。まず一点目ですね、被災者生活再建支援法と県独自の特別給付金などについてのお答えでした。知事もおっしゃいましたけれど、今の被災者生活再建支援法の制度そのものには、やはりまだ不十分なところがあると思います。

今回、県が独自によりやく床上浸水 1m 以下も対象にするとしたことは、この制度そのものが持っている床上 1 m 以上から支援金が出るという、ここに不備があると思います。そういう意味では、この制度の拡充と改善が必要だと思えますから、国に求めているのですが、地震被害を想定して作られたこの支援法は、今回のような台風で浸水被害はあまり想定していなく、途中から浸水被害もみることになったわけです。

今回のような災害を受けて、改めて本県としても浸水被害に見合うような支援法の制度の拡充をお願いしてほしいと思えますし、国に求めると同時に県としてもですね、せっかくやっていただいた一世帯 10 万円ですけれども、私も演説でも申し上げましたが、10 万円では一つの家電買ったら、ほとんどそれで消えてしまうわけです。浸水被害というのは、色々被災者の実態見てみますと、本当に全部駄目になっちゃうんですよ。例えば 1 階にあるものが、お風呂もあるし、台所もあるし、それからいろんなものがほとんど 1 階にあるわけですね。そういう意味でも、この浸水による被害というのは想像以上に大変だということから見れば、やっぱりこの県独自の支援金を拡充すべきと思えます。

知事のお考えを、もう一度その点がありませんでしたので、お聞きしたいと思えます。

それからもう一つだけ加えますが、いまの家屋の建て方ですけれども、床下であつてもですね、水を吸ってしまえば断熱材が通っていますので、全部毛細現象みたいにです

ね、吸い上げてしまって例えば床下浸水でも壁全部が駄目になるということから見ても、私は改善が必要だと思っておりますので、そのことを指摘してお答えをお願いしておきたいと思います。

それからもう一点ですが、福島イノベーション・コースト構想関係です。知事は持続可能な対策として、いろいろ事業名をあげられました。しかし、どれを聴いてもですね、やはり県民の皆さんが思っている復興とは、あまりにもかけ離れていると思います。

県政世論調査（の結果）みても、私が指摘しましたように、環境回復とか医療・介護の提供、子育て支援とか公共交通網の整備とか、やっぱり生活にもっと密着したものにしなければならないと思います。IGCCまで位置づけているこの構想自体は一旦見直しして、県民の皆さんが構想自体を知らないという方が80%以上超えているという、これを真摯にやっぱり受け止めていただく必要があると思います。その点でも知事の考えをもう一度聞かせください。

それから土木部長にお伺いいたします。

河川整備に必要な予算を取ると言います。私は大幅拡充を求めたのですけれども、これは県自身も増やすということですか。私はやっぱり足りないと思いますので、拡充を求めておきたいと思います。

それから治水ダムの事前放流については、ダムの箇所付けについては、具体的にあればお知らせください。土木部長に2つ目もお伺いいたしました。

それから危機管理部長にお尋ねします。

り災証明の発行ことでご答弁頂きました。県職員もだいぶ派遣していただいたようですね、しかし郡山市もいわき市も80%台ということですね、申請に対して。ここが進まないのはなぜなのでしょう。判定がされても証明そのものの書類（発行）が難しいのか、この辺りが問題あるのか。それから職員数が足りないのか、県から見てどうなのか。もう一度お聞きしておきたいと思います。

教育長にお尋ねします。

学校無償化を県としてやるように求めておきたいと思いますが、もう一度お答えください。

【再答弁】

内堀雅雄知事

神山議員の再質問にお答えいたします。

県独自の支援につきましては、県議会、市長会及び町村会から頂いた生活再建に係る要望を真摯に受け止め検討を進めてきたものであり、日常生活に必要な家財等の購入や、

住宅の補修に要する経費の一助とするため、市町村と連携をして支援するものであります。

被災者生活再建支援制度につきましては、半壊世帯への支給対象の拡大などについて求めているところであり、引き続き、全国知事会とも連携をし、国に強く要望してまいります。

またイノベーション・コースト構想であります。震災や原発事故により甚大な被害を受けた地域の皆さんの生活再建は大切な課題であり、被災者の皆さんへの必要な支援を行うと同時に、地域経済の再生や雇用創出に取り組むことが極めて重要であります。

引き続き、住民の皆さんの生活再建と福島イノベーション・コースト構想を推進し復興を前に進めてまいります。

危機管理部長

り災証明書についてでございます。先程ご答弁しました通り、県といたしましては早期に説明会を開催し、また必要な市町村には職員を派遣して対応しまして、今のところ県全体として9割程度まで発行が進んだところでございます。郡山市とかいわき市とかですね、非常に被害の件数が極めて多い市町村においては、やはり、なかなか発行までに一定の時間がかかっているというような状況でございます。我々も問題として日頃の知識の習得ですとか、あとは研修の必要性について、今後の課題として検討してまいりたいと考えております。

土木部長

河川の整備の予算につきましては、台風や集中豪雨による災害が頻繁に発生していることから、県民の安全安心の確保に向け、引き続き、その整備に必要な予算の確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、事前放流についてのお話しでございますが、利水者での協議が進むなかで、流域住民の皆様へ説明をするなど、対応をしていく考えであります。

教育長

小中学校の給食費の負担をどのようにしていくかにつきましては、学校の設置者であります、市町村がそれぞれの置かれている実情などを踏まえて判断をしているところであり、県の教育委員会による支援については困難であると考えております。

【再々質問】

神山県議

知事に一点、再質問させていただきます。イノベーション・コースト構想関係です。

住民への必要な支援という話もありましたけれど、産業創出もそうだし、それから雇用に創出するといいますが、これらの事業を進めていって、どれだけの雇用が増えるかと

お考えなんですか。私はどうも見えません。これから色々やるから、これからの事業だっていえばそれまでですけれども、相当なお金を、国費もつぎこんで、税金をつぎこんでやる割には、やっぱり県民の意識とあまりにも乖離がありすぎると思います。これだけ県内全体でも、被災地域もそうですけれども、医療・福祉、教育・子育て支援、高齢化対策、こちらの方が私は本当に今優先してやるべきだと思いますが。

そういう意味でもこのイノベーション・コースト構想との乖離があると思いますので、もう一度お答えください。

教育長にお尋ねします。

高校統廃合についてです。様々な地域から県にこの間、見直しを求める要望書などが届いていると思います。喜多方地域、南会津地域、新地町、埴町でもそれぞれ地域から地域産業との関わりや、通学に遠すぎるとか、冬季間どうするのかとか、この高校統廃合によるさまざまな問題が指摘されているのに、教育長は丁寧に説明するだけなんです。丁寧に説明して誰も納得しないのだったら本当は見直すべきじゃないですか。見直しもせず、決まったことだからといって、だいたい懇談会では2回くらい程度で打ち切って、この後どうしましょうかみたいな話になっているわけです。ここが私は県教育委員会の姿勢として問題だと思います。高校統廃合は見直しも含めて中止すべきだと思いますが、これまでどれだけの要望がこの間あったのか、もし分かりましたらお知らせください。その状況もお知らせください。

それから危機管理部長にですね、消防職員等の増員について私お尋ねしました。

これまでの答弁とほとんど変わりませんが、しかし今回の台風被害をまともに受けたわけですね。市町村の消防本部でも、人員の問題やら体制の問題でたぶん検証すると思います。その時に県が何も支援しないのかというふうには、先ほどの答弁では聞こえてきません。やっぱり人員の補填をするために県が応援するとか、いろんな意味で応援の仕方があると思うんですけれども、県はその点では、見守るみたいな話ですから、私これでは本当に命守れないと思います。その意味でも、もう一度お答えください。

それから企画調整部長にお尋ねします。

先ほども答弁ありましたが、IGCC 石炭ガス化複合発電についても一度お尋ねします。これについて、CO₂をいくらか削減するから、それから地元が開発した企業だからとか色々おっしゃいますけれども、本当ならですね、地域の企業だからこそ地域に貢献して、皆さんに喜ばれるような仕事をすべきだと思います。ところが今回の台風被害の大きな原因になっているのはこの気候変動です。石炭火発を燃やしたりすること自体が世界からも逆行しているし、県自体もそれを見直すべきじゃないですか。事業所の皆さんだってこれでいいのかという声がいま聞こえてきています。

そういう意味でも、県が今までのこの方針通りではないということを今回の台風被害を踏まえて、それから世界の気候変動のこうした流れを見て、COP25も開かれたようですから、その上に立ってどうするのか、もう一度見直すべきだと思います。その点でも、もう一度お答えいただけませんか。よろしく願いいたします。

それから、保健福祉部長にお尋ねします。

公的医療機関等の再編統合についてです。これは大変です。二本松市、元社会保険病院ですけれども、地域になくなら大変だという声も上がっています。それをよく踏まえて県が対応すべきじゃないですか。関係者の意見を聞いたというよりは、県の姿勢が問われていると思いますので、公的医療機関等の再編統合についてお答えください。

【再々答弁】

内堀雅雄知事

神山議員の再質問にお答え致します。

福島イノベーション・コースト構想においては、最先端の技術や研究が求められる領域だけでなく、地元企業が技術力を強化し、新分野への参入も含め、新たな事業展開や取引拡大により、産業集積やサプライチェーンに厚みを持たせていくことが重要であると認識をしております。こうした観点も大切にしながら、産業発展と復興の軸となる本構想の具体化を着実に進めてまいります。

危機管理部長

今回の台風19号にあたりまして、応急救助に消防、警察、自衛隊の皆様が懸命に活動していただきました。消防関係でも約1,000名の方を救助されたという風に伺っております。一方で、それぞれの消防署によってですね、短時間のうちに集中して119番が来たということで、なかなか対応できなかった面もあるという風にも聞いておりまして、県としましては、今回の台風のような短時間に広範囲に被害が出るような災害時に、こういった広域応援ができるのか、あるいは関係機関の連携をどう強化できるのか、そういった点について検討してまいりたいというふうに考えております。

企画調整部長

石炭ガス化発電につきましては、従来の石炭火力に比べ発電効率は高くCO₂の排出量が20%程度削減される、環境に配慮された世界最新鋭の発電方式でございます。

石炭ガス化複合発電を含む電力供給につきましては、社会経済システムを支える安定電源としての役割、また天候により変動の大きい再生可能エネルギーのバックアップ電源としての役割を果たしているものと認識をしております。

保健福祉部長

医療機関の再編統合につきましては、今回の公表は地域の実情を考慮せず、一方的な分析結果により公表されたものであり、国に対して地域医療構想の実現に向けて誠意ある検討と実行を、全国知事会を通して求めました。県といたしましては、それぞれの地域において医療提供体制を構築するために必要な医療体制を構築するために、関係機関と議論を深めていく考えであります。

教育長

懇談会を始め、要望書の提出等々で様々なご意見もいただいております。これらについては、真摯に受け止めたいと思っております。ただ一方ですね、教育界のことを考えますと、人口の減少はもとよりでございますが、例えば人工知能の急速な進化であるとか、グローバル化の進展等々ですね、今大きく変わっていく社会に対応する要請というのもございます。これらに答えていくためにはですね、そして将来の子どもたちによりよい教育環境を提供して行こうというふうに考えますと、どうしても高校改革は避けて通れないというふうに考えており、ご理解がいただけますよう、引き続き丁寧に説明して参りたいと考えております。

以上